



# 消費生活相談

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

## 手軽に買えるけれどやめられない！？ ～医薬品のネット通販による定期購入～

### 【事例】

- ①単品を1回限りで購入したつもりが複数個セットの定期購入契約になっていた。
- ②「全額返金保証」を受ける条件が思った以上に厳しく返金を申し出しても返金されない。
- ③医師から使用しないよう言われたのに、定期購入が条件だからと返品・解約ができない。

### 【ひとことアドバイス】

- 販売サイトに特定商取引法に基づく表示や、販売許可証について、店舗の詳細などが記載されているかを確認しましょう。
- 注文時に定期購入になっていないかなど広告表示や購入画面の記載内容をよく確認し、スクリーンショットで保存しましょう。
- 購入前にその医薬品を使用する必要があるか、さらに定期購入する必要があるか、自身で確認しましょう。
- ほかに服用薬があるなら購入前に医師に相談しましょう。
- 体調に異常を感じたらすぐに使用を中止し、相談しましょう。